

令和2年9月15日

福島市立平野中学校施設開放事業
使用登録団体代表者様

福島市立平野中学校施設開放事業
管理運営委員会委員長
同 監事
福島市立平野中学校長

学校施設開放事業における施設使用停止の解除について（お知らせ並びにお願い）

秋涼の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。皆様には、屋内運動場耐震補強等工事に係る内部工事のため、体育館を一時使用停止にしておりましたが、ご理解をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、体育館内部の関係工事が終了し、検査が実施されたことを受けて、体育館の使用停止を解除いたします。

つきましては、下記により体育館を利用させていただきたく、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

1 施設使用停止解除日 令和2年9月16日（水）

2 対象とする施設 福島市立平野中学校 体育館

3 留意事項

(1) 体育館の出入りについて

① 校地の西通用門及び北西の裏門については、工事用に使用しているため、そこから出入りすることはできません。

校地へは、東の正門側から出入りをしてください。

② 南校舎西側の壁面に沿って、建築用の足場を組み立てた連絡通路を設けています。（下写真ア、イ）

連絡通路は、下が深く掘削されています（下写真ウ）ので、渡る際は十分に注意をしてください。

ア



イ



ウ



なお、連絡通路の位置は、工事の進捗状況に応じて、今後変更される可能性があります。

③ 工事現場には、決して立ち入らないでください。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策について

① 施設利用の際は、福島市教育委員会から配付された別紙「学校施設開放事業における感染防止策チェックリスト（利用者向け）」（再送）の記載内容にしたがってください。

② 体育館の窓や扉を開放するなど、十分な換気を行ってください。

③ 次のような、よく手が触れる箇所は消毒作業を行ってください。

なお、アルコール等の消毒に係る薬品等については、各団体でご準備ください。

- ・ 体育館扉の取っ手
- ・ トイレの取っ手、スイッチ、個室扉の取っ手、レバー、水道のハンドル

④ 共用することが避けられない用具や器具について、これまでは消毒を行っていましたが、今後はその必要はありません。

4 その他

(1) 今後も市内・学校の感染状況により対応について急な変更もありえることから、その場合には改めて通知します

(2) その他ご不明な点がございましたら、下記担当者までお問い合わせください。

（事務担当 管理運営委員会事務局長
平野中学校 教頭 TEL 024-542-3074）